

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第33回）

1 日時 令和6年5月14日（火）15時00分～15時51分

2 場所 Web会議

3 出席者

（1）電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、河村 真紀子、猿渡 俊介、柴田 潤子、森 亮二、矢入 郁子、
山下 東子（以上7名）

（2）総務省

木村 公彦（電気通信事業部長）、五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）

（3）事務局

平松 寛代（番号企画室長）、中田 五月（番号企画室課長補佐）

4 議題

（1）「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」について

（2）検討の進め方について

（3）その他

【相田主査】 それでは、本日、皆様、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第33回会合を開催いたします。

本委員会の主査を務めさせていただきます相田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局より、開催に当たって説明事項をお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。本日の会議につきましては、ウェブ会議による開催とさせていただいております。構成員の方々におかれましては、御発言に当たってはカメラをオンにいただき、お名前を冒頭に言及いただきますよう、よろしくお願いいたします。また、機材の構成上、ハウリングや雑音の混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。また、通信負荷軽減のため、御発言時以外ではカメラをオフとしていただきますようお願いいたします。チャット機能もございますので、マシントラブル等で音声がつながらなくなった等、必要があればチャット機能も御活用いただければと思っております。

なお、資料につきましては、ウェブ会議上にも投影させていただきますが、表示が遅れる等もございますので、事前に送付させていただきましたとおり、資料をお手元に御用意いただけますと幸いです。

続いて、配付資料の確認となります。議事次第に記載されておりますが、今回の資料につきましては、資料33-1から33-4及び参考資料1から3の合計7点となっております。

事務局からは以上となります。

【相田主査】 資料につきまして、よろしゅうございますか。

続きまして、構成員の確認を行いたいと思います。参考資料2に構成員の名簿がございますが、令和5年1月に本委員会の新たな任期が始まりまして、一井委員が退任され、矢入委員が任命されております。ほかの委員の方は再任されてございます。

なお、本日は、藤井委員と三友委員が御欠席でございます。

続きまして、主査代理の指名を行いたいと思います。参考資料1、電気通信事業政策部会における委員会の設置を御確認ください。本資料の2の4におきまして、主査は、主査代理を指名することができるとなっております。先ほど申し上げましたように、令和5年1月から新たな任期が始まり、今回の番号政策委員会が新たな任期での初回となりますので、主査

の私から主査代理の指名をさせていただきます。

本日、御欠席ではございますが、藤井委員に主査代理をお願いしたいと思います。御本人の御了解は得ておりますので、御了解のほどよろしく願いいたします。

それでは、今回、2年半ぶりの開催ですので、カメラをオンにさせていただいて、各委員から一言ずつ御発声いただければと思います。先ほどの参考資料2の名簿順ということで、まず河村委員、お願いできますでしょうか。

【河村専門委員】 主婦連合会、河村でございます。お久しぶりでございます。長く番号委員会には関わっておりますけれども、使用者の立場から意見を述べていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

【相田主査】 では、続きまして、猿渡委員、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 大阪大学の猿渡です。僕は通信の研究者でして、毎回、ここでの議論は非常に研究にも役に立っていきまして、最近だと、Beyond 5G (6G)に向けて、電話番号がどうなっていくのかなということを考えていたりします。これからもよろしく願います。

【相田主査】 では、続きまして、柴田委員、お願いいたします。

【柴田専門委員】 神戸大学の法学研究科、柴田でございます。専門は、経済法、独占禁止法となっております。また引き続きどうぞよろしく願いいたします。

【相田主査】 では、続きまして、森委員、お願いいたします。

【森専門委員】 弁護士の森です。よろしく願います。私は以前から、番号委員会には特に不正利用の防止という観点に興味を持っております、参加させていただいていましたが、特に昨今、不正利用防止の観点から法制度が変わりましたし、また、ソフトローと言えるような認証と言えるようなものも動きつつありますので、またそういったものも御紹介したりしながら貢献できればと思っております。よろしく願います。

【相田主査】 ただいま森委員がおっしゃりました件について、後ほどまた議題として話題を取り上げさせていただきたいと思えます。

それでは、続きまして、矢入委員、お願いいたします。

【矢入専門委員】 上智大学の矢入でございます。専門がコンピューターサイエンスで、今は結構、機械学習とか人工知能とかいろんなことをやっております。通信とは違う立場からではございますが、今後どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【相田主査】 では、続きまして、山下委員、お願いいたします。

【山下専門委員】 大東文化大学の山下東子と申します。よろしくお願ひいたします。私は、産業組織論、それから、有限資源の有効利用という意味で、番号というのも有限資源ということで大変興味を持っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【相田主査】 各委員におかれましては、御挨拶ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入りたいと思います。議題の1は、『IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方』についてでございます。本件は、5月2日に総務大臣から情報通信審議会に対して諮問がなされ、同日に開催された電気通信事業政策部会における審議の結果、当委員会において調査検討を行うこととされたものです。当該諮問の内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。まず、資料33-1でございます。こちらにつきましては、5月2日に情報通信審議会に対して諮問された諮問書でございます。諮問の内容に関しましては、別途資料を準備しておりますので、参考資料3に基づいて御説明させていただきたいと思ひます。

参考資料3「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方について」でございます。右上のページ番号で1ページ目でございますが、全体概要の資料となっております。まず諮問名でございますが、IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方となっております。令和7年1月には、公衆交換電話網のIP網への移行完了が予定されておりました。これに伴いまして、電気通信番号の使用に関する条件も変化が生じてくるところでございます。また、従来から、特殊詐欺等の犯罪に電気通信番号が悪用されるような例が後を絶たず、社会的な問題になっているという現状もございます。これらに関しまして、今後の電気通信番号制度の在り方について御議論いただければ大変ありがたいと思っております。

なお、主な検討課題に関しまして、こちらに3つ記載してございます。まず、検討課題の1つ目でございますが、「事業者間における網間信号接続の在り方の検討」でございます。こちらですけれども、公衆交換電話網のIP網への移行完了後の網間信号接続の在り方について御整理いただければと思っております。

検討課題2つ目でございますが、「固定電話番号における番号ポータビリティの在り方の検討」でございます。こちらに関しましてですが、令和7年1月末以降に、固定電話番号に関しましても、事業者間相互の番号ポータビリティが可能となりますが、その在り方について

て御検討いただければと思っております。

検討課題3つ目でございますが、こちらは「電気通信番号の犯罪利用への対策に関する検討」でございます。冒頭でも申し上げましたが、従来から、特殊詐欺等の犯罪に電気通信番号が悪用される例が後を絶たず、社会的な問題となっているという現状がございますことから、電気通信番号の犯罪利用の実態ですとか、現行の取組等を整理いただきまして、これらを踏まえて対策の方向性等について御検討いただければと思っております。

それでは、各内容に関しまして御説明させていただきます。

その前に資料の2ページ目、3ページ目ですけれども、こちらが電気通信番号制度の概要でございます。現在の電気通信番号制度でございますが、令和元年に施行されました電気通信番号制度でございまして、電気通信番号を使用する全ての電気通信事業者は、電気通信番号使用計画の認定を受けることが義務づけられてございます。また、総務大臣は、番号の種類、番号の使用条件等を定めた電気通信番号計画を公示しておりまして、これらに基づき、各事業者は電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受けるといった形になってございます。

電気通信番号計画におけます各使用条件に関しましては、今、表示させていただいております資料の上に例として抜粋を示させていただいております。また、主な電気通信番号種別ですけれども、こちらはまた別な資料で御説明させていただきますが、このような番号種別が定められてございます。

また、認定事業者数でございますが、電気通信番号の指定事業者、こちらは総務大臣から電気通信番号の指定を受けて、かつ、電気通信番号使用計画の認定を受けている事業者でございますが、こちらは令和6年3月末時点で59社となっております。また、電気通信番号の非指定事業者、こちらは、番号については他の電気通信事業者からの卸提供等を受けて使用しておりますが、電気通信番号の使用計画に関しては総務大臣の認定を受けている事業者でございます。こちらは現在105社でございます。

また、みなし認定事業者でございますが、こちらは総務大臣が作成しました標準電気通信番号使用計画と同一の番号使用計画を作成し、認定を受けたとみなされている事業者でございまして、こちらは1,140社ほど存在してございます。

続きまして、網間信号接続の現状・課題でございます。こちらは課題の1つ目でございますが、網間信号接続に関し、電気通信番号計画では、自ら指定を受けて電気通信番号の使用をする場合、電気通信番号の使用に関する条件として、網間信号接続を行うことを規定して

ございます。こちらに固定電話番号・音声伝送携帯電話番号の網間信号接続に関する条件及びその他電気通信番号における網間信号接続に関する条件を示させていただいてまいります。

こちらですけれども、IP網移行というネットワーク接続の変化ですとか、大阪・東京に設置されますPOIが第一種指定電気通信設備に令和5年6月に指定されたことを踏まえて、現行の網間信号接続に関する使用条件が適正かどうかという検討が必要という状況となっております。

このため、検討事項（案）としましては、固定電話番号・音声伝送携帯電話番号の網間信号接続に関する使用条件の在り方、また、付加的役務電話番号・無線呼出番号・特定IP電話番号等における網間信号接続に関する使用条件の在り方について御検討いただければと考えてございます。

検討課題2つ目、固定電話番号における番号ポータビリティの現状・課題でございます。

電気通信番号計画におきましては、音声伝送携帯電話と同様に、固定電話番号の指定を受けた事業者等におきましても、使用条件として、番号ポータビリティを可能とすることを規定してございます。

固定電話番号に関する使用条件です。番号ポータビリティに関する使用条件及び音声伝送携帯電話番号の使用に関する条件に関しましては、こちらに表示しているとおりでございます。ただ、一方で、固定電話におきましては、音声伝送携帯電話番号におけます、こちらの下線で示してございますが、ただし書のような例外が存在しないような状況でございます。このため、固定電話番号の番号ポータビリティについて、音声伝送携帯電話番号と同時に、例外規定が必要かどうかといった検討が必要と考えてございます。

このため、検討事項案としまして、固定電話番号の番号ポータビリティについて、例外とすることが適当と考えられる役務の有無について御検討いただければと考えているところでございます。

最後、3つ目、電気通信番号の犯罪利用の現状についてでございます。こちらに関しましては、警察庁さんが公表してございます、特殊詐欺の認知状況に関しまして、事務局においてグラフ化したものでございます。こちらは見ただけであればと思いますが、平成16年頃に、匿名プリペイド携帯電話による特殊詐欺というものがかなりの件数ございまして、これに対して携帯電話不正利用防止法が施行されました。この携帯電話不正利用防止法により

まして、平成21年には特殊詐欺の認知件数というものが大きく減ったところではございますが、その後も本人確認が不十分なレンタル携帯ですとか、固定電話番号を利用した電話転送サービスですとか、最近では、契約者が不明な050IP電話や国際電話番号による詐欺のほうが増加してございまして、対策を講じては新たな手段が登場して、犯罪に悪用されるところが繰り返されているという現状でございます。

また、こちらは昨年度、1年間で特殊詐欺の犯行に使われた番号の種別について警察庁さんがまとめたものになりますけれども、赤が国際電話番号で、オレンジが050番号でございますが、1年間を通して、050番号ですとか国際電話番号を使用した特殊詐欺が増えていたところでございますが、11月頃になるとだんだん減っているという状況でございます。

他方で、固定電話番号に関しましては、若干、増加の傾向にあるという状況でございます。ですので、一つの電話番号の種別とか、そういったところによる犯罪が減ったら、また全く別な電話番号による、電話番号を使用した特殊詐欺というものが増えていくという、そういったような状況になってございます。

また、最近では、総務大臣から、電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者が逮捕・起訴されまして、判決に至ったという例もございます。

これらを踏まえまして、電気通信番号の犯罪利用への対策の課題としましては、電気通信番号の犯罪への悪用を企図して電気通信番号使用計画の認定申請を行う者に対し、抑止効果を働かせる等の有効な対策を行うことが必要でございます。また、電気通信番号を犯罪に悪用した認定事業者に対して、迅速に認定を取り消す等の対応を行うことが必要と考えてございます。このため検討事項といたしまして、電気通信番号の犯罪利用の現状というところで、犯罪等に悪用されている電気通信番号の犯罪等に悪用されている実態ですとか、事業者等において実施している自主的な取組について整理していただくとともに、電気通信番号の犯罪利用に対する有効な対策として、予防的な対策ですとか事後的な対策について御検討いただければありがたいと思っております。

次に、スケジュールでございます。こちらが検討のスケジュールとなっておりまして、5月2日に情報通信審議会に諮問されまして、今回、電気通信番号政策委員会、第1回が5月14日に開催されております。本日、今後の進め方について御議論いただきまして、その後、ヒアリングですとか論点整理を実施していただき、最終的に、10月頃に答申をいただければというところを考えてございます。

この後は、参考資料として、電気通信番号の使用状況等を載せさせていただいている状況でございます。

以上が5月2日に情報通信審議会に対して諮問された諮問書の内容説明でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。個々の検討課題の検討の進め方については、次の議題でもう一度触れたいと思いますけれども、諮問事項の内容につきまして、御質問、御意見等ございましたら、今回、画面レイアウトの関係で、挙手いただいても見逃すかもしれませんので、できればチャット欄に御記入いただければ、私から順次指名させていただきたいと思います。それが難しいようでしたら、直接マイクをオンにしてお声かけいただいても結構でございます。いかがでございますでしょうか。

それでは、次の議題にも非常に関係ある内容でございますので、今回の検討課題の1つ目の「事業者間における網間信号接続の在り方の検討」及び検討課題2つ目の「固定電話番号における番号ポータビリティの在り方の検討」について。まず、議題2の検討の進め方ということで御説明いただけますでしょうか。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。それでは、資料33-2を御覧ください。こちらに関しましては、検討課題1つ目及び2つ目の進め方について御議論いただくに当たりまして、電気通信制度の現状についてまとめさせていただいたものでございます。

それでは、こちらの内容について説明させていただきたいと思います。

まず、電気通信番号の種別でございます。こちらですけれども、電気通信番号計画、令和元年総務省告示第6号におきましては、電気通信番号の種別として以下のものを定めてございます。このうち、検討課題1及び2の対象となります電気通信番号に関しましては、表中の青枠の箇所に表示してございます。それぞれの番号に関しましては、この後、説明させていただきます。

それでは、各電気通信番号の概要でございます。

1つ目、固定電話番号でございます。こちらに関しましては、固定電話に関するサービスで利用されているものでございまして、東京03ですとか、大阪06ですとか、そういった、なじみがあるような番号かと思えます。こちらに関しての令和4年度末の使用状況及び番号指定事業者に関しては表示させていただいているところでございまして、番号指定事業者に関しては19者となっております。また、網間信号接続の方法に関する使用条件、こちらは検討課題1つ目に関するものでございますが、そちらに関しましては、直接またはほかの電気通信事業者の網を介して、第一種指定電気通信設備と接続する方法というものが

1つ目で、2つ目として、全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。）とされてございます。

なお、1つ目の第一種指定電気通信設備と接続する方法に関しましては、令和7年1月末日までに限るとしてございます。

また、検討課題2つ目に関連しまして、番号ポータビリティに関する使用条件として、表示のとおり定めてございまして、令和7年1月末日までに固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者の相互間で、番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な措置を講ずることとしてございます。

2つ目、付加的役務電話番号でございます。こちらは付加的なサービスに利用されているものでございまして、例えばですが、番号構成で言いますと、0120ですとか、0800で使用される着信課金機能。こちらはいわゆるフリーダイヤルですね。0170で始まる特定者向けメッセージ蓄積・再生機能に関しましては、現在使用はされていないところでございますが、過去に伝言ダイヤルなどで使用されていた番号でございます。

また、0180で始まる大量呼受付機能です。こちらはクイズ番組等で使われているような番号でございまして、また、0570で始まる統一番号機能、いわゆるナビダイヤルで使われている機能がございます。また、0990で始まる情報料代理徴収機能というものもございまして、こちらに関しましては、最近では災害時の義援金受付等に使用されている番号でございます。各番号の令和4年度末の使用状況に関しましては表示のとおりでございます。

また、機能ごとの番号指定事業者に関しましては、こちらに表示のとおりとなっておりまして、特定者向けメッセージ蓄積・再生機能に関しては、指定事業者は現在いない状況でございます。

また、検討事項1つ目に関しての網間信号接続の方法に関する使用条件に関しましては、第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うことと定めてございまして、検討課題2つ目に関する、番号ポータビリティに関する使用条件に関しましては、定められていないという状況になってございます。

3つ目、データ伝送携帯電話番号でございます。こちらはIoT機器等に使用される020もしくは0200で始まる番号でございまして、こちらに関しては、令和4年度末の使用状況及び指定事業者は、表示のとおりとなっております。また、検討課題1、2に係る使用条件に関しましても表示のとおりでございます。

続きまして、音声伝送携帯電話番号でございます。こちらに関しましては、携帯電話で音声接続する際に使用する番号となっております。令和4年度末の使用状況及び指定事業者は表示のとおりでございます。

また、検討事項1つ目に関しての網間信号接続の方法に関する使用条件でございますが、こちらに関しては、固定電話番号と同様に、2つ規定されてございまして、1つ目が第一種指定電気通信設備と接続する方法、2つ目が、全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。）でございまして、1つ目の方法に関しては、令和7年1月末までに限るとされてございます。また、番号ポータビリティに関する使用条件でございますが、こちらに関しては、音声伝送携帯電話番号の指定を受けた電気通信事業者の相互間で、番号ポータビリティが可能であることとされております。ただし、音声伝送携帯電話番号をデータ伝送役務及びショートメッセージサービスのためのみに供する場合を除くとしてございます。

次、無線呼出番号でございます。こちらに関しましては、現在使用されてはございませんが、ポケベルで使用されていたような番号となっております。検討課題1、2に関する条件に関しては表示のとおりでございます。

次、特定IP電話番号でございます。こちらは050から始まるIP電話サービスで利用されている番号でございまして、令和4年度末の使用状況及び番号の指定事業者は、表示のとおりでございます。また、検討課題1、2に関する内容でございますが、網間信号接続に関しては、第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うことと定めておりまして、番号ポータビリティに関しては、使用条件については定められていない状況でございます。

次、FMC電話番号でございます。こちらに関しましては、一つの端末、一つの電話番号で固定電話としても携帯電話としても利用可能なサービスでございまして、0600で始まる番号でございますが、令和4年度末の使用状況及び番号の指定事業者に関しては、なしとなっております。こちらに関しての検討事項1、2関連の使用条件は表示のとおりでございます。

最後ですが、特定接続電話番号でございます。こちらは091から始まる13桁を超えない十進数字の番号となっております。現在、指定事業者としては、ライフリンクさん1者となっております。こちらはガスメータの情報送信等に使用されているような状況でございます。

検討課題1、2に関しての使用状況に関しましては、表示のとおりでございます。

参考といたしまして、14ページ目から17ページ目までに関しまして、各電気通信番号に関する電気通信番号計画の抜粋を記載しております。

また、18ページ目、19ページ目でございますが、電気通信番号の現在の指定状況を記載させていただいております。

資料33-2に関しての説明は以上となります。

続きまして、資料33-3でございます。こちら、検討課題1及び2に関しまして、検討の進め方を示した資料でございます。

まず、検討課題1つ目、事業者間における網間信号接続の在り方の検討でございます。電気通信番号計画におきましては、これまで説明させていただきましたが、網間信号接続について次のとおり定められてございます。固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号に関しましては、第一種指定電気通信設備と接続する方法、もしくは全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。）という一つの方法が定められてございまして、第一種指定電気通信設備と接続する方法に関しましては、令和7年1月末までに限るとしてございます。

また、それ以外の電気通信番号、例えば付加的役務電話番号ですとか特定IP電話番号に関しましては、第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うことと定められてございます。この当該定めに関しましてですが、社会経済活動における重要インフラである電話サービス、こちらを事業者によらず利用できるように定めたものでございまして、固定電話及び音声伝送携帯電話における第一種指定電気通信設備と接続する方法に関しましては、IP網移行前の各都道府県に設置されたPOIですね。こちらと接続することを定めておりまして、全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法に関しましては、IP網移行後に東京・大阪に設置されるPOIと接続することを想定して、規定されたものでございます。

また、固定電話の競争基盤と利用者利便確保のために、事業者間相互の番号ポータビリティの導入が必要であることから、①の（2）における方法に関しましては、接続方法をENUM方式に限ることとしてございます。

他方で、東京・大阪に設置されましたPOIですが、こちらは令和5年6月に第一種指定電気通信設備に指定されまして、そのため、（1）及び（2）の方法に関しましては、ENUM方式に係る内容を除いて重複しているような状況になってございます。これらを踏まえまして、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号に関しましては、ENUM方式に係る内容は残しつつ、電気通信番号計画全体の整合を踏まえた表現とすることが適当ではないか

というところでございます。

また、固定電話番号、音声伝送携帯電話番号以外の電気通信番号、特定IP電話番号等です。こちらに関しましては、事業者相互間の番号ポータビリティについて定めがなく、ENUM方式による義務づけというものはございません。そこで、今般、将来的な番号使用の見通しですとか、番号ポータビリティの必要性、また、その方式、例えばENUM方式に限るべきなのか、そうではないのかといったところに関しまして、電気通信番号の指定を受ける事業者に対してヒアリング等を実施して、意見を聞くこととしてはどうかと考えてございます。

参考としまして、②の指定を受ける電気通信事業者をこちらのほうで表として記載させていただきます。

2つ目の検討課題、固定電話番号における番号ポータビリティの在り方の検討についてでございます。電気通信番号計画におきましては、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティについて、次のとおり定めてございます。

まず、固定電話番号に関しましては、番号ポータビリティについては、令和7年1月末日までに、固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者の相互間で、番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な措置を講じることと定めてございます。

また、音声伝送携帯電話番号に関しましては、音声伝送携帯電話番号の指定を受けた電気通信事業者の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。ただし、音声伝送携帯電話番号をデータ伝送役務及びショートメッセージサービスのみの用に供する場合を除くと定めてございます。

固定電話番号に関しましては、番号ポータビリティを可能とすることを規定しておりますが、その一方で、音声伝送携帯電話番号の定めとは異なって、例外規定が存在していないという現状でございます。このため、固定電話番号におきましても、電気通信事業者の相互間の番号ポータビリティが技術的に行えないケースですとか、または、ニーズがなく実施する必要がないケースなど、例外の有無について検討する必要があるのではないかと考えてございます。このため、固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティについて、次のケースについて、事業者にヒアリングすることとしてはどうかと考えてございます。番号ポータビリティが技術的に行えないケース。また、ニーズがなく、番号ポータビリティを実施する必要がないケースでございます。

ヒアリングの項目となります。6ページ目に記載してございますが、固定電話番号におけ

る電気通信事業者の相互間の番号ポータビリティについて、番号ポータビリティが技術的に行えないケースとして、どのようなケースが考えられるかというものをヒアリングしてはどうかと考えております。また、ニーズがなく、固定電話番号における電気通信事業者の相互間の番号ポータビリティを実施する必要がないケースとして、どのようなケースが考えられるかをヒアリングしてはどうかと考えているところでございます。

ヒアリング対象に関しましては、こちらのほうに案は示させていただいてございますが、番号の指定事業者ですとか、指定を受けていない認定事業者の団体とか、そういったところについてヒアリングしてはいかがかと考えているところでございます。

以上、資料33-3の説明でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、検討事項1及び2の進め方に関しまして、御質問、御意見がございます構成員の方は、チャット欄にその旨御記入いただければと思います。いかがでございましょうか。

では、森構成員、お願いいたします。

【森専門委員】 御説明ありがとうございます。そのようにお進めいただいて結構だと思っておりますけれども、資料の関係でお尋ねしたいところがありまして、5ページの②、音声のほう、こちらのただし書の例外はどうしてこういうふうなものがついているんですしたっけ。データ伝送役務及びショートメッセージサービスのみの用に供する場合を除くということで、これの趣旨について教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

【相田主査】 事務局、お願いできますでしょうか。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。音声伝送携帯電話番号におけるただし書のところでございますが、こちらは、データ伝送携帯電話番号と同じように使用される場合に関しては番号ポータビリティを除くというような形でございます。データ伝送携帯電話番号に関しましては、主にIoT機器の機器間での通信を使用するということになってございますので、この番号ポータビリティのニーズがないということもございまして、このようなただし書で例外規定を設けているところでございます。

【森専門委員】 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

【相田主査】 よろしゅうございますか。

では、続きまして、猿渡委員、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 猿渡です。基本的には、方針どおりで問題ないと思っていて、特に1

に関しては、ENUMのものだけでいいと思っているんですが、ヒアリングのときに、ポータビリティを仮に実現しようと思った場合に、めちゃめちゃコストがかかる場合もあるのかなと思うので、その辺もヒアリングの内容に含めておいたほうがいいんじゃないのかなと。番号ポータビリティが技術的に行えないと、不可能なときだけを聞いていて、コストに関しては聞いていない、リストアップしていないのは何か理由があるんですかね。ここを義務としてしまうと大変になってしまうこともあるのかなと思うんですが。

以上です。

【相田主査】 では、事務局、お答えいただけますでしょうか。

【中田番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。まずは各社のニーズというか、番号を使用する今後の見通しというところですね。そういったところをまず把握したいというところをごさいますして、内容としまして、どの程度の費用がかかるかとかそういったところに関しましては、まず、そもそも必要と考えている事業者がどの程度いらっしゃるかというところを把握した上で、その上で番号ポータビリティを実施したいという事業者さんが多くいらっしゃるのか、少なかったとしても、その中で、特に我々の事業者としてぜひともやっていただきたいという御意見がありましたら、その上でまたヒアリングを改めてさせていただければと考えているところをごさいます。

【猿渡専門委員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【相田主査】 よろしゅうございますか。ほか、いかがでございましょうか。

すみません。私から。着信課金の番号については、たしか今、実際には事業者さんの間でもって番号ポータビリティが実現しているのではないかと思いますけども、現状で、規則上は特にそれが求められていないということで、今回についても、特にそれについて検討はしなくてよいということよろしいのでしょうかということを確認させていただければと思います。

【中田番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。着信課金機能に関しましても、さらに番号ポータビリティが必要かどうか、制度上、必要かどうかというところを事業者に対してはヒアリングをさせていただきたいと考えておりまして、それで、必要があれば、今回の制度で、今後の方向性として検討していくものと考えてございます。

他方で、現在、実際に実現できるというところではございますが、制度化してしまうことで、今後参入してくる事業者のハードルを上げるというような、そういったような可能性も捨て切れないところではございますので、そういったところに関しましては、現在の事業者

に加えまして、今後参入する意思があるような事業者さんがいらっしゃるかどうかというところも含めてヒアリングをさせていただきまして、そういったところの各検討の結果をもって、ちょっとまたどうすべきかというところを検討させていただければというところでございます。

【相田主査】 では、事業者さんにヒアリングを行うときには、その他電気通信番号に関する御意見があればというようなことで、ヒアリング対象者、事業者、少なくともヒアリング対象事業者に対してはお声かけいただければいいかなと思いました。

ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、もし追加の御意見等ございましたら、後ほどでも事務局まで御連絡いただければと思います。

続きまして、検討課題3つ目の「電気通信番号の犯罪利用への対策に関する検討」でございますけれども、本件の検討に当たりましては、刑法などの知見も必要となる事項もあることから、本委員会の下に新たにワーキンググループを設置、開催してはどうかと考えております。このワーキンググループの開催要綱（案）について、事務局に御用意いただいておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。それでは、資料33-4に関しまして説明させていただきます。こちらですけれども、検討課題3つ目に関しまして、「電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ」の開催要綱とさせていただきます。

まず目的ですけれども、「電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ」ですが、こちらは情報通信審議会電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会（以下「番号政策委員会」という。）の下に開催されるワーキンググループとして、特殊詐欺等の電気通信番号を利用した犯罪の最近の動向等を踏まえ、電気通信番号の犯罪利用対策に関し、専門的な観点から検討することを目的とさせていただきます。

本ワーキンググループに関しましては、「電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ」と称することといたします。こちらのワーキンググループの検討事項でございますが、1つ目としまして、電気通信番号の犯罪利用の現状でございます。こちらについて整理することを目的とさせていただきます。また、電気通信番号の犯罪利用に対する有効な対策を検討していただきたいと考えてございます。また、その他必要と考えられる事項についてございましたら、検討させていただければと思っております。

4、構成及び運用でございます。本ワーキンググループの構成員に関しましては、番号政策委員会主査が示し、別紙のとおりとするとさせていただきます。

また、本ワーキンググループには、主査及び主査代理を置きまして、主査及び主査代理に関しましては、番号政策委員会主査が示し、別紙のとおりとさせていただきます。こちらは別紙のとおりとさせていただきますが、構成員ですとか主査及び主査代理に関しましては、現在のところ、今回ここで、こちらの開催要綱が認められた後に検討し、作成等させていただきたいと考えておりますので、現時点ではございませんというところです。

3つ目です。主査は、本ワーキンググループを招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本ワーキンググループを招集し、主宰するとしてでございます。

4つ目でございますが、主査は、必要があるときには必要と認める者を電気通信番号政策委員会主査に諮り、本ワーキンググループの構成員またはオブザーバとして追加することができるとしてでございます。

5つ目でございますが、主査は、必要に応じて、構成員等以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができるとしてでございます。

また、最後、6つ目でございますが、その他、本ワーキンググループの運営に必要な事項に関しましては、主査が定めるところによるとしてでございます。

5、議事・資料等の扱いでございます。本ワーキンググループに関しましては、原則としては公開といたします。ただし、公開することによって、当事者ですとか、第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合、その他主査が必要と認める場合に関しましては、非公開とし、構成員以外の者の出席を制限することができるとしてでございます。

また、本ワーキンググループで使用しました資料及び議事概要に関しましては、原則としては、総務省のホームページに掲載し、公開することといたしますが、こちらに関しても、公開することによって、当事者ですとか、また、第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合、その他主査が必要と認める場合に関しましては、非公開とすることとさせていただきます。

最後、その他でございますが、本ワーキンググループの庶務に関しましては、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室において行うこととさせていただきます。

以上が本資料の説明となります。

【相田主査】 ありがとうございます。

それでは、この検討課題3につきまして、本委員会の下にワーキンググループを設置して、そこで検討を行うこと、及びワーキンググループの開催要綱（案）につきまして、御質問、御意見等がございましたら、またチャット欄に書き込みいただければと思います。いかがでございましょうか。

特にございませんようでしたら、ワーキンググループの設置及び開催要綱（案）についてはお認めいただいたということで、ワーキンググループを開催することとしたいと思えます。ワーキンググループの構成員につきましては、開催要綱に基づき、私のほうで示して皆様にお知らせしたいと思えます。どうもありがとうございました。

以上で事務局に御用意いただいた議事は済んだと思えますけど、議題3ということで、今後の予定等について事務局から説明をお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。次回会合ですけれども、検討課題の1つ目及び2つ目に関しまして、ウェブ会議による会合を5月30日木曜日の13時から開催させていただく予定となっております。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

以上で本日の議事は終了でございますけれども、全体を通じまして御発言の御希望がございましたらお受けしたいと思えますけれども、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会、第33回会合を閉会させていただきます。皆様、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございました。